

令和2事業年度業務実績評価書 (主務大臣評価(案))説明資料

令和2年度業務実績評価（案）

項目	自己評価	大臣評価（案）	評価書頁
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
I 年金積立金の管理及び運用業務	S	S	P5~7
I-1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	B	B	P8-13
I-2 基本的な運用手法及び運用目標 【重要度高】 [重点化項目]	S	S	P14-25
I-3 運用の多様化・高度化	A	A	P26-32
I-4 運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度高】 [重点化項目]	S	S	P33-37
I-5 リスク管理 【重要度高】 [重点化項目]	S	S	P38-49
I-6 スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資	A	A	P50-58
I-7 情報発信・広報及び透明性の確保 【重要度高】 [重点化項目]	A	A	P59-67
II. 業務運営の効率化に関する事項			
II-1 効率的な業務運営体制の確立	B	B	P68-76
III. 財務内容の改善に関する事項			
III-1 財務内容の改善に関する事項	B	B	P77-79
IV. その他業務運営に関する重要事項			
IV-1 その他業務運営に関する重要事項	B	B	P80-106
総合評定	-	A	

評価項目	評価（案）
I - 1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 評価案：B	<p>＜評定に至った理由＞</p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>法人においては、引き続き、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として適切な運用及び組織運営に努め、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」や中期目標に沿って、年金積立金の管理及び運用に関して遵守すべき事項を徹底しつつ、中期目標が定める運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 2 基本的な運用手法及び運用目標 【重要度 高】 評価案：S</p>	<p><評定に至った理由> 中期目標においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金積立金の運用について、長期的に実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき管理を行うこと ・ 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めること <p>としている。</p> <p>これらの事項は、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。また、ベンチマーク収益率と法人の運用収益率の比較による法人の運用実績の評価に当たって、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できない等の要因があることを考慮することとしている。</p> <p>これに対し、法人においては、<u>2020年度の基本ポートフォリオの変更（全運用資産における外国債券の比率が10%増加（15%→25%））への対応を的確に実施した。</u></p> <p>また、現中期目標から新たに資産全体でのベンチマーク収益率の確保を求められたことを受けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託運用しているすべてのファンドについてリターンとリスクを検証した上で、運用成績不振のファンドを解約、新規配分を含めてより収益を見込めるファンドへ資産配分【I - 4 参照】 ・ 適時適切なリバランスの検討・実施を可能とする、運用資産全体に係るパフォーマンス評価や運用リスク分析の精緻化【I - 5 参照】 ・ 厚生労働省と連携して年金特別会計への寄託金償還等に必要な流動性（現金等）の管理を精緻化し、流動性確保のために設けていたキャッシュアウト等対応ファンド（残高約8.7兆円）の廃止、償還等に備えて保有する短期資産の減額（約2.8兆円減）を通じて合計約11.5兆円をより収益を見込める資産へ資金配分すること等により、フルインベストメント（投資がされていない余剰の現金をできる限り残さないこと）を実現 <p>といった、<u>法人が保有するポートフォリオの最適化（リスクを抑制しながら超過収益を生み出せるポートフォリオの構築）に向けた多くの新たな取組を実施した。</u></p> <p style="text-align: center;">（次ページに続く）</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 2</p> <p>基本的な運用手法及び運用目標</p> <p>【重要度 高】</p> <p>評価案：S</p>	<p>こうした取組の結果、<u>資産全体で、収益率25.15%、収益額約37.8兆円（累計収益額約95.3兆円）と過去最高の収益を達成するとともに、市場全体（複合ベンチマーク）を上回る超過収益率を実質7年ぶりに獲得（+0.32%）した。</u>なお、各資産では、国内債券はベンチマーク並の収益率（超過収益率+0.02%）、外国債券はプラスの超過収益率（+1.63%）、国内株式及び外国株式はマイナスの超過収益率（国内株式-0.59%、外国株式-0.79%）となったが、年金積立金の効率的な運用の観点からは資産全体でのベンチマーク収益率の確保がより重要となる。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の影響により市場が大きく変動する中であって、かつ、巨額の資産を運用する法人において、機動的なリバランス等に伴う多額の資金移動を円滑に行いつつ、精緻な運用リスク分析等の下で資産全体のリスク量の抑制を適切に行った結果として、年金積立金全体の効率的な運用の観点から重要である資産全体での市場を上回る超過収益率の確保を達成したことは、非常に高く評価できる。</u></p> <p>また、市場運用を開始した2001年度から2020年度までの平均での実質的な運用利回りは3.78%となった。これは<u>長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.7%）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えていることから、同様に高く評価できる。</u></p> <p>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、現中期目標から新たに目標として設定された資産全体でのベンチマーク収益率の確保について実質7年ぶりにプラスの超過収益率を確保したことを踏まえ、以上のような法人の基本ポートフォリオに基づく管理及び運用の状況並びに運用収益確保の状況については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに基づく管理及び運用等を適切に行うことが望まれる。</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 3 運用の多様化・高度化</p> <p>評価案：A</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標においては、運用手法について、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象の導入に当たっては経営委員会において幅広く検討を行うこと、オルタナティブ投資についてはオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること等としている。</p> <p>これに対し、法人においては、<u>アクティブ運用</u>において、運用受託機関の定量評価・定性評価に基づき超過収益獲得の確信が持てるファンドの選定等を行い、<u>4資産中、国内債券、外国債券及び国内株式の3資産で超過収益を獲得した。</u></p> <p>法人の運用の中心となっている<u>パッシブ運用</u>においては、運用資産全体の長期的な収益の向上を目的として、国内株式では異なるリターン・リスク特性を有する上場不動産投資信託（J-REIT）、外国株式では法人による投資が行われていなかった分野であるESG総合型及びテーマ型（女性活躍）指数、外国債券では法人がアクティブ運用でのみ投資していたハイイールド債（地域別）によるパッシブ運用を開始する等、従来と異なる<u>新たな投資スタイルによる運用の多様化</u>を行った。</p> <p>また、令和元年に開始した「<u>インデックス・ポスティング</u>」（様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的として、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組み）を通じて、指数に関する情報収集・分析を継続して行った。</p> <p>より大きな分散投資効果が期待できる<u>オルタナティブ投資</u>については、2020年度にプライベートエクイティ分野及び不動産分野で新たな運用受託機関による運用を開始する等により<u>資産額が増加</u>しており、2020年度末のオルタナティブ資産の時価総額は1兆3,419億円（2019年度末対比で約4,000億円の増加）、年金積立金全体に占める割合は0.70%となった。こうしたオルタナティブ投資を行う際には、<u>オルタナティブ資産固有の考慮要素の十分な検討等を行いつつ取組を進めており</u>、具体的には、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法の精緻化、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンスの定量的分析手法の高度化を実施した。また、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能について、<u>法人内での法務室の設置、オルタナティブ投資の専門性を有する弁護士</u>の採用や外部弁護士の配置など法務体制の強化を行った。</p> <p style="text-align: center;">（次ページに続く）</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 3 運用の多様化・高度化</p> <p>評価案：A</p>	<p>以上のような法人における運用の多様化・高度化の取組は、<u>運用収益の源泉の多様化を通じて長期的な収益の向上に資する</u>ものであり、新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用の多様化・高度化に取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 4 運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度 高】</p> <p>評価案：S</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標においては、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること、定期的に運用受託機関等の評価を行い資金配分の見直し等適切な措置をとることとしている。</p> <p>この事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。</p> <p>これに対し、法人においては、運用受託機関等との間で綿密なコミュニケーションを行うとともに、リスク管理ツール及びR P A（Robotic Process Automation）等も活用してファンドの状況等のモニタリングを日々効率的・効果的に行うことにより、<u>法人のリバランス等の判断に基づき運用受託機関への資金配分・回収を迅速かつ機動的に実施できる体制を確立した。</u></p> <p>また、運用受託機関の選定・管理の強化の取組として、ポートフォリオ最適化の観点から、<u>委託運用しているすべてのファンドについて総点検（リターンとリスクの検証）を実施した。</u></p> <p>その上で、総点検の結果を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>スタイルリスク低減のためスマートベータ型の4ファンドの解約（国内株式）、運用成績不振等の8つのアクティブファンドの解約決定（うち4ファンドを解約済み）</u> ・ <u>パッシブ運用について、上場不動産投資信託（J-REIT）指数ファンド（国内株式）、地域別指数ファンド（外国株式）及び地域別ハイイールド債ファンド（外国債券）等を選定して運用を開始</u> ・ <u>6年ぶりに国内株式の新規アクティブファンド5社を選定、8年ぶりに国内債券の新規アクティブファンドの選定作業を推進</u> <p>といった、<u>運用受託機関構成の高度化のための多数の新たな取組を実施した。</u></p> <p>さらに、オルタナティブ投資について、<u>プライベートエクイティ分野及び不動産分野で運用受託機関を新たに選定した。</u>また、オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定に当たっては、成功報酬に重点を置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。</p> <p>なお、法人の資産全体でのベンチマーク対比超過収益率の要因のうち、<u>ファンド要因（個別ファンドとマネージャー・ベンチマークの収益率の差）はプラス（+0.37%）</u>となっている。</p> <p style="text-align: center;">（次ページに続く）</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 4 運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度 高】</p> <p>評価案：S</p>	<p>以上のような運用受託機関等の選定・管理の強化及び資金配分の見直しの取組は、<u>法人のポートフォリオの最適化、さらには資産全体でのベンチマーク収益率の確保など運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。</u></p> <p>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、法人の運用受託機関等の選定、評価及び管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用受託機関等の選定・管理の強化等に取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 5 リスク管理 【重要度 高】</p> <p>評価案：S</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標においては、分散投資による運用管理を行うこと、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと、適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能強化を図るとともに複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと、運用リスク管理の高度化を図ること、経営委員会は各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこととしている。</p> <p>この事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。</p> <p>これに対し、法人においては、現中期目標から新たに資産全体でのベンチマーク収益率の確保を求められたことに対応した資産全体のリスク管理の強化や、新型コロナウイルス感染拡大の影響等によるボラティリティが高い（値動きが激しい）市場環境に対応したきめ細かなリスク管理として、以下の取組を行った。</p> <p><u>①基本ポートフォリオとの乖離状況等の把握・分析等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際のポートフォリオと基本ポートフォリオの乖離状況を毎営業日把握 ・ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についてリスクファクタ毎の分析及び評価を毎営業日実施 ・ 実際のポートフォリオの収益率と複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析をより精緻化するため、日次評価法による時間加重収益率の算出、複合ベンチマーク収益率との乖離要因を日次で分析するツールの構築 ・ 年金特別会計で管理する資金を日次ベースで把握 ・ これらにより把握したリスクの要因分析及び評価、積極的なリバランスの検討等を実施 <p><u>②資産全体のリスク管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポートフォリオの乖離許容幅の遵守を強化するため、各資産に加えて株式や債券全体についてもアラームポイントを設定 ・ 資産全体の推定トラッキングエラーやVaRレシオ（リスク量の基本ポートフォリオからの乖離度合いを示す指標、1に近いほど基本ポートフォリオと統合的なリスク分散状況となる）をリスクファクタ別に日次ベースで把握し、よりきめ細やかな複眼的リスク管理を継続 ・ ストレステスト（一時的な影響だけでなく中長期的な影響を重点的に分析）において、従前のヒストリカルシナリオ（リーマンショック、ITバブル崩壊）に、新型コロナウイルス感染拡大（第一波）による市場下落シナリオを追加して実施 <p style="text-align: center;">（次ページに続く）</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 5 リスク管理 【重要度 高】</p> <p>評価案：S</p>	<p>③経営委員会によるモニタリングの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営委員会で毎回（概ね毎月、従前は概ね四半期毎）、理事長に加えて新たに管理運用業務担当理事からもリスク管理状況等を報告 <p>④リスク管理の高度化等に向けた主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産について、毎月、各資産の超過収益率の要因に対応してリスク指標をモニタリング等 オルタナティブ投資について、オルタナティブ投資担当部署（フロント・ミドル）と法人全体のリスク管理部署がより密接に連携して重層的なリスク管理体制を構築するとともに、顕在化したリスク事象等のモニタリング方法の高度化によりリスク管理体制を強化 <p>こうしたリスク管理の取組により、2020年度に運用資産全体で過去最高の収益率・収益額及び実質7年ぶりの市場全体（複合ベンチマーク）を上回る超過収益率を獲得しつつ、代表的なリスク指標である<u>推定トラッキングエラーは2020年度第1四半期の100 bp程度から2020年度末に51bpへ大幅に低下し、VaRレシオは1.01～1.05と低位で推移する等、2020年度における運用リスクは低水準に抑制された。</u></p> <p>以上のようなリスク管理の精緻化・高度化の取組は、<u>基本ポートフォリオに沿った機動的なリバランスの検討・実施等を可能とし、法人のポートフォリオの最適化、さらには資産全体でのベンチマーク収益率の確保など運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。</u></p> <p>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、法人のリスク管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用リスク管理の強化に取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 6</p> <p>スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資</p> <p>評価案：A</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>スチュワードシップ責任を果たすための活動については、中期目標において、年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、当該活動を一層推進することとしている。また、ESG投資については、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等の年金積立金運用の基本的な方針に留意しつつ取組を進めること等としている。</p> <p>これに対し、法人のスチュワードシップ責任を果たすための活動については、新型コロナウイルスの影響により「企業・アセットオーナーフォーラム」を中止する等の制約を受けたが、<u>国内外の運用受託機関とのエンゲージメント</u>（年間を通じて運用受託機関の活動を評価する体制へ変更、オンラインを活用して実施回数は大幅増）、投資家のスチュワードシップ活動に関する<u>東証一部上場企業向けアンケート</u>（運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価等が目的、回答数は過去最高）を着実に実施した。</p> <p>また、企業に対して統合報告書の充実又は作成を促し、投資家に対してその活用を働きかけることを目的とした「<u>運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」及び「改善度の高い統合報告書」</u>」の策定、2020年度の法人のスチュワードシップ活動状況等をまとめた「<u>スチュワードシップ活動報告</u>」の策定を実施した。</p> <p>2020年3月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂を受けて、<u>再改定版コードへの賛同と「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の一部改定</u>（スチュワードシップ責任の対象を株式から全資産に拡大等）を行った。</p> <p>なお、東証一部上場企業向けアンケートによれば、法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合は前年度（74.3%）から上昇（77.9%）しており、<u>法人のスチュワードシップ活動に対する企業からの評価は高まっていることがうかがえる。</u></p> <p>一方、ESG指数については、インデックス・ポスティングで収集した情報を基に、<u>外国株式について2つのESG指数（ESG総合型、テーマ型（女性活躍））を選定して運用を開始した</u>（合計約1.3兆円）。これにより、ESG指数に基づく運用資産額は2020年度末時点で約10.6兆円となった。</p> <p>なお、海外評価機関が法人の株式ポートフォリオのESG評価を計測した結果によれば、<u>法人の株式ポートフォリオのESG評価は改善傾向となっていることがうかがえる。</u></p> <p style="text-align: center;">（次ページに続く）</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 6</p> <p>スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資</p> <p>評価案：A</p>	<p>また、<u>E S G投資の効果についての多面的な評価・検証</u>や<u>T C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に沿った気候変動関連財務情報開示の取組を継続して行ったほか、初の試みとして行った、気候変動に伴う物理的リスクや新たな事業機会が法人のポートフォリオに与える影響の分析は、先進的な取組として評価できる。</u></p> <p>以上のようなスチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G投資の取組は、<u>投資先や市場の持続的成長を促すことを通じて長期的な収益の向上に資するものであり、先進的な取組を実施していることや法人の活動に対する評価も踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</u></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G投資について、中期目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から所要の取組を行うとともに、法人に求められる基本的考え方に則って行っているかについて継続的に検証を行いつつ取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 7 情報発信・広報及び 透明性の確保</p> <p>評価案：A</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標においては、国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むこと、その評価や効果の把握・分析に努めること、年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等について年度の業務概況書等の公開資料を工夫すること等により国民に分かりやすく説明すること、スチュワードシップ責任を果たすための活動やE S G投資及びオルタナティブ投資について分かりやすく情報発信すること等としている。</p> <p>この事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。</p> <p>これに対し、法人においては、公的年金に関する世論調査（内閣府）や法人が実施した広報効果測定の結果を踏まえ、3つのメッセージ（年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、E S G投資の意義）を引き続き発信する必要性を含め、<u>現中期計画期間における広報の方向性や効果的なツールの活用方策等を整理した基本的方針（G P I Fにおける当面の広報方針）を策定した上で、情報発信・広報の充実・強化の観点から以下の取組を行った。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新型コロナウイルスの影響により非対面のコミュニケーションに注力し、<u>ツイッターやユーチューブを活用した広報</u>（ツイッターでは投稿に添付するイラストを視覚的に分かりやすくするなど工夫し、230回の情報発信）を実施</u> ・ <u>2019年度業務概況書（2020年7月公表）において、年金積立金運用の基本的考え方（年金積立金の特徴、長期的なリスクの重視、内外資産への分散投資、株式や外国債券の適切な組み入れ等）を新たに掲載し、2020年4月から適用した基本ポートフォリオの策定の背景や詳細を図表も活用して分かりやすく説明</u> ・ <u>スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G投資について、「スチュワードシップ活動報告」、<u>「2019年度E S G活動報告」（3回目の刊行）</u>、その別冊「<u>G P I Fポートフォリオの気候変動リスク・機会分析</u>」（初めて刊行）を公表</u> ・ <u>オルタナティブ投資について、2019年度業務概況書で具体的な投資案件の概要や写真を掲載するとともに、法人のホームページ内に一般の方向けコーナー「<u>オルタナティブ資産の運用とは</u>」を新設して意義・役割や投資案件の概要等を分かりやすく説明</u> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>

評価項目	評価（案）
<p>I - 7 情報発信・広報及び 透明性の確保</p> <p>評価案：A</p>	<p>なお、以上のような法人の取組に対する以下の状況を踏まえると、年金積立金運用に関する理解を深めるための法人の取組が一定の効果を上げていることがうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年度の法人の公式ツイッターのフォロワー数（33,962人）や閲覧数（462万3,682回）は、前年度末比120%超の増加であった。 2020年度に法人がYouTubeへ掲載した動画の登録者数（2,296人）や視聴回数（22,368回）も、前年度末比120%の増加であった。若い世代かつ金融に詳しくない層を意識して掲載した「ESG図解」、積立金運用の役割を分かりやすく伝える「GPIFって、なに？」が増加に貢献した。 法人が定期的に行っている年度の運用状況を含む業務概況書及び四半期の運用状況の公表に対して、年金積立金運用が長期の運用であること等を踏まえた報道が多く見られた。 ESG投資関連の取組のうち、法人が初めて行った、気候変動に伴う物理的リスクや新たな事業機会が法人のポートフォリオに与える影響の分析は、公表後、新聞・雑誌のほか政府の審議会や海外のレポートで数多く取り上げられるなど国内外で大きな注目を集めた。 <p>以上のような情報発信・広報等の取組は、特に2020年度は新型コロナウイルスの影響による制約があった中で、<u>広報の基本的方針に基づいて新規の取組や工夫を含めて効率的・効果的に中期目標が求める情報発信・広報活動の一層の充実等に取り組んだものであり、年金積立金運用に関する国民の理解に資するものであった。</u>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する国民の一層の理解に資するよう、国民に対する情報発信・広報等の一層の充実をめるとともに、広報効果測定調査の早期実施の準備を進めた上で、法人の情報発信・広報等の効果の評価・分析に継続的に取り組むことが望まれる。</p>

評価項目	評価（案）
<p>I 年金積立金の 管理及び運用業務</p> <p>評価案：S</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>法人は、年金積立金の管理運用を行い、その収益を国庫に納付することにより年金事業の運営の安定に資することを目的としているところ、<u>年金積立金の管理及び運用業務に関する評価項目7項目のうち、年金事業の運営の安定又は効率的な運用を行うために主要な役割を果たすことから重要度が高いとしている4項目中3項目（「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」、「I-4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」、「I-5 リスク管理」）について、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（項目別評定「S」）</u>。また、<u>重要度が高いとしている1項目（「I-7 情報発信・広報及び透明性の確保」）を含む3項目について、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（項目別評定「A」）</u>。</p> <p>市場が大きく変動した2020年度において、巨額の年金積立金の管理及び運用業務を行う法人は、<u>基本ポートフォリオに基づいて資産配分の見直しやリスク管理等を着実かつ円滑に実施し、中期目標が求める資産全体でのベンチマーク収益率（プラスの超過収益率）を確保する等の顕著な成果を挙げている</u>。また、<u>長期的な収益確保のための多様な取組や情報発信・広報の強化等も着実に実施している</u>。</p> <p>法人の年金積立金の管理及び運用業務に関する各評価項目の評価及び総合的評価を踏まえ、法人の年金積立金の管理及び運用業務全体については、<u>所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する</u>。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標の達成に向けて、年金積立金の管理及び運用業務を適切に行うことが望まれる。</p>

評価項目	評価（案）
<p>Ⅱ-1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>評価案：B</p>	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直しなど効率的な業務運営の確立に取り組むこと、組織体制の拡大を行う場合には経営委員会の関与の下で必要性等の精査を十分に行った上で進めることが望まれる。</p>
<p>Ⅲ-1 財務内容の改善に関する事項</p> <p>評価案：B</p>	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、年金積立金が国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、引き続き、予算の適正な作成及び執行並びに必要なに応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化することが望まれる。</p>
<p>Ⅳ-1 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>評価案：B</p>	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、内部統制に実績と経験を有する弁護士の新規採用や法務及びコンプライアンスを専門的に担当する法務室の設置等、内部統制体制の整備を進めたところであるが、引き続き、高度で専門的な人材の確保・育成・定着、内部統制の一層の強化、国民から一層信頼される組織体制の確立、調査研究業務について年金積立金運用の目的に即して行うとともに費用対効果の検証を含めてPDCAサイクルの取組を強化すること、情報セキュリティ対策等に取り組むことが望まれる。</p>